

令和4年度(2022年度)熊本県がん診療施設設備整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 熊本県がん診療施設設備整備事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金額の算定方法等)

第2条 要項第2条の補助金額は、別表1の補助金額の算定方法欄に掲げる方法により算定された額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

(交付決定の下限)

第3条 前条の補助金額の算定に当たり、がんの医療機器臨床検査機器等の備品1品につきその価格が別表1の下限額欄に掲げる額に満たないものがあるときは、当該備品は、補助対象から除外するものとする。

(交付手続)

第4条 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、別表2に掲げるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得した財産の価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 知事の承認を受けて事業により取得した財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後に

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (6) 要項第12条第1項の規定により、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。

- 2 要項第5条第2項の変更申請書を提出することができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(申請の取下げ)

第7条 要項第6条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(交付決定前の事業着手)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合で、補助金の交付決定前までに事業に着手する必要があるときは、交付決定前事業着手届(別記第2号様式)を提出することにより、事業に着手できるものとする。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
- (2) 事業の実施上、特に長期間を要するとき。
- (3) 早期着手により、事業費の増額を回避できるとき。
- (4) 他の事業に関連し、早期着手する必要があるとき。

(実績報告)

第9条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、別表3に掲げるものとする。

- 3 実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は令和5年(2023年)3月31日のいずれか早い日とする。

(証拠書類の保管)

第10条 補助金と事業に係る証拠書類等は、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要領は、令和4年(2022年)8月19日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業名	基準額	補助金額の算定方法	補助率	下限額
がん診療施設 設備整備事業	1 か所当たり 33,000 千円	(1) 要項別表に定める補助対象経費の実支出額と基準額欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。	3 分の 1	1 品につき 100 千円

別表 2（第 4 条第 3 項関係）

添 付 書 類	様 式
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費所要額調 ・ 見積書 ・ その他参考となる資料（パンフレット等） 	別記第 1 号様式その 2

別表 3（第 9 条第 2 項関係）

添 付 書 類	様 式
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費所要額精算書 ・ 契約書の写し ・ 納品書の写し ・ 検収調書の写し ・ その他参考となる資料（写真等） 	別記第 3 号様式その 2

※契約書の写し、納品書の写し及び検収調書の写しについては、原本証明をすること。

別記第1号様式(第4条関係)

事業(変更)計画書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の種類 熊本県がん診療施設設備整備事業

3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設備場所	備考
1 補助対象事業分							
小計	—	—	—	—		—	—
2 補助対象外事業分							
小計	—	—	—	—		—	—
合計	—	—	—	—		—	—

別記第1号様式その2(第4条関係)

経費所要額調

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の支出 予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
2 「区分」欄には交付の対象となる事業の名称を記載すること。
3 「選定額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
4 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
5 「県補助所要額」欄は、(G)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別記第2号様式（第8条関係）

番
令和 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名 印

令和4年度（2022年度）熊本県がん診療施設設備整備事業費
補助金に係る交付決定前事業着手届

標記事業について、下記1の条件を了承のうえ、下記2のとおり交付決定前
に事業に着手します。

記

- 1 交付決定前事業着手に係る条件
 - (1) 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - (2) 当該事業については、交付決定を受けるまでの期間において、事業計画の変更を行わないこと。

- 2 交付決定前事業着手の概要
 - (1) 事業着手年月日
令和 年 月 日
 - (2) 交付決定前に事業に着手する理由

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の種類

3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設備場所	備考
1 補助対象事業分							
小計	—	—	—	—		—	—
2 補助対象外事業分							
小計	—	—	—	—		—	—
合計	—	—	—	—		—	—

経 費 所 要 額 精 算 書

区 分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差 引 額 (A)-(B) (C)	対象経費 の実支出額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助 所要額 (H)	県補助 交付決定額 (I)	県補助 受入済額 (J)	差引過△ 不足額 (J)-(H) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円			円

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「区分」欄には交付の対象となる事業の名称を記載すること。
- 3 「選定額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 4 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 5 「県補助所要額」欄は、(G)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。